

## 職員の給与に関する勧告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

### 記

#### 1 給料表

##### (1) 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例

現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を、別記1のとおり改定すること。

##### (2) 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

現行の給料表を、別記2のとおり改定すること。

##### (3) 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例

現行の給料表を、別記3のとおり改定すること。

#### 2 期末手当

##### (1) 平成22年3月期の支給割合等

平成22年3月に支給する期末手当の支給割合を0.10月分（再任用職員については、0.05月分）とし、年間支給月数を3.15月分（再任用職員については、1.65月分）とすること。

##### (2) 平成22年6月期以降の支給割合

期末手当について、3月に支給しないこととすること。

6月及び12月に支給する期末手当の支給割合を1.45月分及び1.70月分（再任用職員については、0.70月分及び0.95月分）とすること。

### 3 実施時期等

#### (1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときはその日）から実施すること。

また、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、所要の調整措置を講じること。

#### (2) 地域手当の支給割合の特例措置

地域手当の月額は、改定の実施時期から当分の間、給料、給料の特別調整額（管理職手当）及び扶養手当の月額の合計額に、100分の17を乗じて得た額とすること（島しょ地域等を除く。）。